

留萌の環境のこと、 みんなで考えよう

- 留萌市環境基本計画策定に向けて -

■留萌市では、平成15年4月に「留萌市環境基本条例」を制定しました。この条例は、留萌市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とし、4つの基本理念を定めています。

■この基本理念を実現させ、地球温暖化などの環境問題解決につなげていくためには、今までのライフスタイルやビジネススタイルを見直し、持続的に実行できる取り組みが必要です。現在留萌市では、「環境基本計画」の策定作業を進めています。皆さんの多くの意見や提言を計画づくりの参考にして、実効性のある計画にしたいと考えています。

留萌市環境基本条例【基本理念】

良好な環境を確保し、将来の世代に継承する。

市民、事業者、市はそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担で自主的かつ相互に連携・協力する。

人と自然との共生を基本に、循環を基本とした環境への負荷の少ない持続発展可能な社会を実現する。

地球環境保全は、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活において積極的に推進する。

るもいの環境保全に対する意見を募集します

留萌市の環境保全施策の推進について

ご自身(個人・団体等)が実行している(実行できる)環境保全の取り組みについて

留萌市の環境保全施策の基本方針

- 大気、水、土壌等を良好な状態に保持します。
- 潤いと安らぎのある快適な環境を創造します。
- 生物の多様性を保持するとともに森林、緑地、水辺等の多様な自然環境を保持します。
- 環境への負荷の少ない資源循環型社会を構築します。

意見の応募方法は、次のとおりです

応募方法は...

- (1)住所、氏名(団体名)、年齢、職業、電話番号を明記し、郵便、ファックス、電子メールで応募して下さい(様式は問いません)。

応募先は...

- (1)郵送の場合
〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地
留萌市生活福祉部生活環境課環境保全係

(2)電子メール rumoi@po.sphere.ne.jp

(3)FAX番号 43・8778

応募期限は...

平成17年9月16日(金)まで

お問合せは...

留萌市生活福祉部生活環境課環境保全係
電話 42・180(内線122・123)
担当：本山・川俣・佐藤・山下

市民&職員の「お茶の間トーク」

留萌市の環境について語りませんか。

留萌市の環境について語り合う「お茶の間トーク」に参加しませんか？

市民、事業者、行政が一体となった『留萌市環境基本計画』の策定作業のためにも、ぜひ皆さんと意見交換をしたいと考えています。

町内会、サークル、学校などグループ(基本として5人~20人程度)で申し込んでください。

申し込みは、随時受け付けます。

お茶の間トークでは、留萌市環境基本条例を説明させていただき、環境基本計画制定に向けて、皆さんから意見や要望、提言をいただきたいと思いをします。

開催日：8月1日から9月30日まで

申込時に日程、内容を調整します。

申込期日：9月16日(金)まで受け付けます

申込先：上記意見募集のお問合せ先と同じです。